

加入申出書記入方法

- 加入申出書は黒のボールペンではっきり、わかりやすく記入してください。(消せるタイプのボールペンは使用しないでください。)
- 用紙の太枠の中をご記入ください。
- 60歳以上で加入される場合、国民年金の任意加入被保険者であることなどを確認させていただくため、日本年金機構から発行される「国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書」のコピー等が必要となります。
- 本人控を切り離し、残り全てを提出してください。

氏名、性別、生年月日、郵便番号及び住所を記入してください。在外邦人の方は国民年金基金までお問い合わせください。

上の欄の加入申出者と同じ氏名であっても記入してください。

掛金をゆうちょ銀行以外から引落す方は「1」を○で囲み、金融機関名、本店・支店名等を記入してください。また、口座の種類を○で囲み、口座番号を記入してください。掛金をゆうちょ銀行から引落す方は「2」を○で囲み、貯金通帳の記号と番号を記入してください。

基金掛金の納付方法です。どちらかを○で囲んでください。

- 1口目は必ずご記入ください。希望する年金給付の型を○で囲み、加入口数及び掛金月額を記入してください。
- 2口目以降に加入する場合確定年金の年金額が終身年金の年金額を超えることはできません。

内容をご確認のうえ、加入申出者氏名、記入日をご記載ください。

【記入例】35歳0月男性が1口目A型、2口目以降I型2口の合計3口に加入する場合のものです

国民年金基金加入申出書 (1枚目)									
届書コード 01:新加入 11:再加入 21:特定新規加入 31:特定再加入		3枚目はご本人様の控えです。保管してください。							
※欄外に「1」または「2」を記入してください。									
加入申出者の氏名									
フリガナ	ネン	キン	タ	ロウ	性別	①:男 ②:女	生年月日	基礎年金番号	
氏名	年	金	太	郎	①:男 ②:女	7:平成	0004092179123456		
市区町村コード	郵便番号	連絡先電話番号	日中連絡がつく電話番号						
	100-0000	03(3503)0000	090(1111)2222						
住所									
東京 千代田区霞が関4丁目1番地1号 国年ハイツ302									
フリガナ	ネン	キン	タ	ロウ	印鑑	届出印	掛金払込機関は必ずご記入ください。		
氏名	年	金	太	郎	印鑑	届出印	届出印は掛金を引落す金融機関に届け出されている印鑑を2枚目に押印してください。サインの方はお届けサインを2枚目に記入してください。		
千代田	信用金庫	霞が関	①:普通(組合) ②:当座	口座番号(右づめで記入)					
166	30	通帳記号	通帳番号(右づめで記入)	金融機関コード					
毎月納付	①:年納 ②:前納	3月分までの一括納付(掛金の割引はありません) 希望する							
希望する年金給付	1:終身年金 2:確定年金	国民年金保険料追納による掛金の特例 1:希望する							
加入口数	1	掛金月額	12870	再加入欄 資格喪失後氏名が変わった方は変更前の氏名					
2	2	9080	継続特例欄 希望の有無 1:有						
合計掛金月額	21950	直前の加入基金の名称 国民年金基金							
直前の加入基金の加入員番号									
令和5年4月11日									
加入申出者氏名 年 金 太 郎									
国民年金基金と国民年金保険料を同じ口座から一斉に引落ができる納付委託の制度があります。納付委託を希望される場合は、国民年金基金にお問い合わせください。									

年金手帳等の基礎年金番号を記入してください。

基金からお問い合わせできる電話番号を記入してください。

該当の取引方法に✓をしてください。

届出印は掛金を引落す金融機関に届け出されている印鑑を2枚目に押印してください。サインの方は2枚目にお届けサインを記入してください。

今年度3月分までの一括納付を希望される方は「希望する」を○で囲んでください。

直近10年以内の国民年金の免除期間をすべて追納した方が該当します。※1

再加入される方だけ記入してください。

継続特例を希望する方だけ記入してください。※2

加入年月日は、基金(金融機関)がこの加入申出書を受け付けた日となります。

●「保険料追納による掛金の特例」について ※1

国民年金の保険料を免除(一部免除・学生納付特例・納付猶予を含みます。)されていた方が直近10年以内の免除された全期間分の保険料を追納したときは、国民年金の保険料が免除されていたため国民年金基金に加入できなかった期間に相当する期間(5年を限度とします。)に限り、掛金を月額102,000円まで納めることができる特例をいいます。

●「継続特例」について ※2

該当する事業または業務に従事しなくなったこと(職能型基金)により、基金の加入資格を喪失した後、引き続き新しい基金に加入する場合、3か月以内に申出をすれば、前の基金での掛金のままで加入できる特例をいいます。